

<タイトル> 消防施設に係る不適正な事務処理により、固定資産税の課税誤りがありました

市民等から無償で借り受けた土地に設置された防火水槽などの消防施設に対する固定資産税の課税誤りがありました。

1. 経 緯

市民から税務課に「消防用倉庫として使用している敷地に固定資産税が課税されている」との申出があり、税務課にて確認したところ、他にも同様な土地があることがわかりました。

2. 原 因

防火水槽等の消防施設の設置については、地域要望に基づいて地権者から土地を無償提供していただいております。その場合、本来であれば地方税法の規定により固定資産税を非課税扱いとする必要がありますが、合併以前から無償提供された土地について、旧市町村で非課税扱いがされておらず、その後も同様な事務処理を行っていたものです。地権者によっては、本来必要のない固定資産税を納付していただいている場合があります。

原因は、消防本部の認識不足であり、地権者の皆様には多大なご迷惑をおかけするとともに、本市行政運営の信頼を著しく損なうこととなってしまいました。

3. 対 応

消防本部が対象となる土地を確定し、税務課と情報共有したうえで、土地所有者に対して電話や文書によるお詫びを行い、今後の非課税処理やすでに納付された固定資産税の還付処理手続きについて説明させていただきました。

- 対象施設は 404 件

※ 個別の還付金額等は、今後の調査により確定します。

4. 対 策

今後は、消防本部と税務課の連絡を密にし、現契約の見直し修正に加え、未契約施設の契約締結を進めることで、市民の安全・安心を守る消防力の強化と、信頼される公正・適正な市税の課税に努めます。

本件についてのお問い合わせ先

- 固定資産税関係：
佐渡市役所 総務部税務課 固定資産税係 金子 電話 0259-63-5110(直通)
- 消防施設関係：
佐渡市消防本部 警防課 警防係 薄木 電話 0259-51-0122(直通)